

平成二十年二月二十九日受領
答 弁 第 九 八 号

内閣衆質一六九第九八号

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされる
やり取りの経緯に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

一般に、四島交流の枠組みで北方領土を訪問する訪問団の具体的な行程を記載した日程表（以下「日程表」という。）は、当該訪問の実施団体において作成されており、御指摘の訪問団の日程表についても、実施団体において作成されたと承知している。

四について

外務省として、御指摘の訪問団の日程表については事前に実施団体から外務省に提出されていたと承知するが、苗木の持込みについては、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。

五について

御指摘の報告書は、外務省関係局課として欧亜局ロシア課（当時）、条約局法規課（当時）及び大臣官房総務課に、局長以上の幹部として大臣、事務次官、外務審議官、官房長及び欧亜局長（当時）に配布されたと承知している。

六から十一まで、十三、十六及び十七について

御指摘の事実があったのは平成八年五月二十六日夜から同月二十七日未明までの間であると承知している。外務省として御指摘の事実があったと考えるのは、先の答弁書（平成二十年二月十九日内閣衆質一六九第七八号）の四から六までについて等で繰り返し述べているとおりであって、当時、主に御指摘の者から提出された当時の報告書及び診断書から判断したものである。その他のお尋ねについては、文書が残されておらず、お答えすることは困難である。

十二について

先の質問主意書（平成二十年一月三十日提出質問第四〇号）が提出されてから武藤顕外務省欧州局ロシア課長が、電話にて御指摘の者に確認を行ったところ、御指摘の者から、御指摘のような事実は記憶のない旨の回答があった。

十四について

御指摘の訪問団の日程表によれば、平成八年五月二十七日午後、花咲港に帰港後、記者会見の予定であったと承知している。

十五について

四島交流事業において訪問団に同行する外務省職員に求められる業務とは、例えば、訪問の手續、関係者との連絡折衝等を行うことである。